

○文教委員会

内閣提出法律案(四件)

(注)※は予算関係法律案

番号	件名	議院	月提出日	参議院	衆議院	備考
72	67	27※	1	日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案	衆議院	院議先
著作権法の一部を改正する法律案	学校教育法等の一部を改正する法律案	27※	1	日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案	衆議院	院議先
タ	タ	タ	衆	二、二二、一一	二、二二、一一	月提出日
三、一二	三、八	三、一二	二、二二	二、二二、一一	二、二二、一一	参議院
(予)三、一二	(予)三、八	(予)五	三、三、二六	(予)二、二二、一一	二、二二、一一	衆議院
可決	可決	可決	三、二六	可	可	本会議議決
可決	可決	可決	三、二六	可	可	本会議議決
三、一二	三、八	三、二三	三、二三	二、二二	二、二二、一一	参議院
可決	可決	可決	三、一三	可	可	衆議院
可決	可決	可決	三、一四	可	可	本会議議決
						備考

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者(月日)	予備送付月日	本院へ提出	参議院	衆議院	備考
15	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案	村山富市君 (三)四三〇 外六名	三、 五、 二	委員会付託	委員会議決	委員会付託	
		三、 (予)	五、 二	本会議議決			
		三、 五、 二	三、 五、 二				

本院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者(月日)	予備送付月日	衆議院	衆議院	備考
		委員会付託 委員会議決 本会議議決	委員会付託 委員会議決 本会議議決	衆議院	衆議院	
8 118国会	学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案	小林正和君 外一 (六、一五 名)	山本正和君 外一 (二、六、一五 名)	提出 衆へ	参議院	
7 118国会	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案	森暢子君 外一 (六、一五 名)	六、二〇	二、二〇 六、二〇	議院	
6 118国会	学校教育法の一部を改正する法律案	六、二〇	六、二〇	六、二〇	議院	
5 118国会	続審査	六、二〇	六、二〇	六、二〇	議院	
4 118国会	続審査	六、二〇	六、二〇	六、二〇	議院	
3 118国会	續審査	六、二〇	六、二〇	六、二〇	議院	
2 118国会	續審査	六、二〇	六、二〇	六、二〇	議院	
1 118国会	續審査	六、二〇	六、二〇	六、二〇	議院	

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案（閣法第一号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、我が国のスポーツの一層の振興を図るため、日本体育・学校健康センターにスポーツ振興基金を設け、スポーツに関する競技水準の向上等のために必要な援助を行うこと。

二、スポーツ振興基金については、政府からの出資金と政府以外の者からの出えん金をもって充てること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国のスポーツの一層の振興を図るため、日本体育・学校健康センターにスポーツ振興基金を設け、競技水準の向上等のために必要な援助を行おうとするものであります。

委員会におきましては、スポーツ振興に関する基本施策の必要性、スポーツ予算の充実策、スポーツ振興基金の拡

充と援助の方針、日本体育・学校健康センターの運営と組織の方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、スポーツ科学の研究推進、女性に対するスポーツ振興施策の拡充等六項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第二十七号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、先端科学技術分野の急速な進展に対応するため、学部を置かない大学院のみの大学として奈良先端科学技術大学院大学を本年十月一日に設置し、平成五年度から学生を入学させること。

二、岐阜大学医学部附属看護学校（専修学校）を改組転換し、同大学に医療技術短期大学部を本年十月一日に併設し、平成四年度から学生を入学させること。

三、小樽商科大学短期大学部及び岐阜大学工業短期大学部は、平成四年度から学生募集を停止、平成五年度（予定）限りで廃止し、それぞれ当該大学の商学部及び工学部に統合すること。

四、大学卒業者が称し得る「称号」として位置付けられている学士を、「学位」として位置付けること。

五、大学以外に学位の授与等を行う機関として、学位授与機構を本年七月一日に設置すること。学位授与機構は、短期大学又は高等専門学校の卒業者等で大学等においてさらに一定の学習を行った者及び大学以外の教育施設において大学又は大学院に相当する教育を受けた者に対し、その水準に応じ、学位を授与するものとすること。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。まず、国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律案は、大学卒業者の称号として位置付けられている学士を学位として位置付けるとともに、学位授与機構を創設し、短期大学、高等専門学校卒業者等で大学等において一定の学習を行った者及び各省の大学校等で相当の教育を受

けた者に対し、学位を授与することとするほか、奈良先端科学技術大学院大学及び岐阜大学医療技術短期大学部の新設等を行おうとするものであります。

次に、学校教育法等の一部を改正する法律案は、短期大学及び高等専門学校卒業者について、新たに準学士の称号を授与するとともに、高等専門学校について、学科の分野の拡大と専攻科の制度の創設を図るほか、医学部・歯学部における進学課程及び専門課程の区分を廃止すること等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括議題として審査し、学位授与機構の運営と学位授与のあり方、大学設置基準の大綱化と教育・研究水準の維持向上、短期大学と高等専門学校の今後の充実策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、日本共産党を代表して、高崎委員より、両案に対し反対の討論が行われた後、順次採決の結果、両案は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第六七号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、大学における医学又は歯学を履修する課程について、進学課程及び専門課程の区分を廃止し、すべて六年制の課程とすること。

二、短期大学及び高等専門学校の卒業者について、新たに準学士の称号を付与すること。

三、高等専門学校に置かれる学科について、工業又は商船以外の分野の学科も置くことができることとする。

四、高等専門学校について、専攻科を置くことができる」とすること。

五、教育職員の二種免許状授与の基礎資格について、短期大学卒業者に係る準学士の称号を有することとする。

委員長報告

前ページ参照

著作権法の一部を改正する法律案（閣法第七二号）

要旨

本法律案は、最近の国際的な動向を踏まえ、歌手や俳優等の実演家、レコード原盤の製作者等の役割の重要性にかんがみ、また、外国の実演やレコードに関して、わが国の国際的地位にふさわしい保護の強化を図る観点から、著作隣接権制度の充実のため所要の措置を講ずるものであり、主な内容は次のとおりである。

一、レコードの貸与に関する権利を「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」及び「許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約」により保護を受ける外国の実演家及びレコード製作者に対しても認めること。

二、著作隣接権の存続期間を三十年から五十年に延長すること。

三、外国で製造された外国原盤の商業用レコードについて、国内で製造された外国原盤の商業用レコードと同様に、商業用レコードとしての無断複製、複製物の頒布、又は頒布を目的とする所持を処罰の対象とすること。なお、これらの行為を禁止する期間を原盤作成後三十年から五

十年に延長すること。

四、旧著作権法による保護を受けていた演奏歌唱及び録音物の保護期間の残存期間の上限を現行著作権法施行後三十年から五十年に延長すること。

五、この法律は平成四年一月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、著作隣接権制度等の一層の充実を図るため、レコードの貸与に関する権利を外国の実演家及びレコード製作者にも認めるとともに、著作隣接権の保護期間を三十年から五〇年に延長するほか、レコード保護条約に入した一九七八年以前の外国レコードについて輸入盤からの無断複製等も禁止するなどの措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するとともに、外国レコードの貸与に関する円満な利用秩序の形成のあり方、著作権をめぐる国際的動向と我が国の対応、文献複写に関する著作権の集中的処理体制の確立、著作権思想の普及策、著作権保護の実効性を確保するための方策など

の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、私的録音・録画問題への対応など六項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。